

第3節 指導管理等

質 問	回 答
-----	-----

特定薬剤治療管理料)

1. てんかん患者に二種類以上の抗てんかん剤を投与した場合の算定方法が「所定点数の100分の200」での算定から「月に2回に限り所定点数を算定」に変更されたが、同一日に抗てんかん剤を二種類投与し、1回の採血でそれぞれの血中濃度を測定した月は所定点数を1回しか算定できないか。

1. 1回の採血、血中濃度測定であっても複数の抗てんかん剤を投与し、それぞれの濃度測定を行い、投与量を管理した場合は2回として算定できる。ただし、月2回以上の採血、濃度測定を行った場合でも算定は2回が上限となる。

(喘息治療管理料)

2. 1カ月目の点数が新設され、75点で算定することとされたが、1カ月目とは初診月のことをいうのか。

2. 1カ月目とは、ピークフローメーター等を患者に給付し、喘息に対して計画的な治療管理を開始した月をいい、初診月に限定されているわけではない。

(小児科外来診療料) - 一般のみ -

3. 初・再診料の乳幼児加算に時間外等の場合の加算が新設されたが、これは時間外加算として小児科外来診療料と併せて算定できるか。

3. 算定できない。
乳幼児加算が時間内の場合と時間外等の場合に区分されたことになるが、乳幼児加算であることは変わらないため従来の乳幼児加算と同様の取り扱いになる

(運動療法指導管理料) - 一般のみ -

4. 運動療法指導管理料を算定している患者の主病以外の疾病に対する投薬や注射は別に算定できるか。

4. 算定できない。従来から運動療法指導管理料を算定する患者に対しては、すべての指導管理等、検査、投薬、注射が包括されている。

5. 「高血圧と高脂血症」、「高血圧と糖尿病」などのように、対象疾患が複数ある場合は、それぞれの病名に対して運動療法指導管理料を算定できるか。

5. 一人の患者に対しては主たる運動療法指導管理料しか算定できない。

6. 主病が運動療法指導管理料の算定対象となる疾病の場合は、すべての患者について運動療法指導管理料を算定しなければならないか。

6. 患者ごとに運動療法指導管理料を算定するか否かを選択できる。

7. 一人の患者について、運動療法指導管理料を算定する月としない月があってもよいか。

7. よい。